

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 告 示	
○ 北九州市市税条例の規定による申告期限の延長【財政局税務部税制課】	4
◇ 公 告	
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部総務課】	5
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】	8
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	12

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課の事務分掌にマイナンバーカードサテライトコーナーに関する事務を加えることにしました。

この規則は、令和3年2月15日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課指導係の項に次の 1 号を加える。

（6） マイナンバーカードサテライトコーナーに関すること。

付 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

北九州市告示第 30 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 8 条第 1 項の規定により、同条例第 26 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により令和 3 年 3 月 15 日に到来する期限を令和 3 年 4 月 15 日まで延長する。

令和 3 年 2 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

## 北九州市公告第110号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複写機2台及びカラー複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市保健福祉局総務部総務課
  - イ 期間 公告の日から令和3年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和3年2月25日まで（日曜日等を除く）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和3年2月25日午後5時までに必着のこと。

(5) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年2月26日までに通知する。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年3月1日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和3年3月2日午前10時00分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか

に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2403

## 北九州市上下水道局公告第13号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年2月12日

北九州市上下水道局長 中西満信

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

次亜塩素酸ソーダ 166万キログラム

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市上下水道局長の指示する場所

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請



この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年3月5日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02\\_001.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html)）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

##### (4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年3月5日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和3年3月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年3月26日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和3年3月29日午後1時30分

#### 5 契約の締結

この契約に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

#### 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

7 Summary

(1) Product and Quantity:

Purchase of Sodium Hypochlorite

Forecasted Quantity: 1,660,000kg

(2) Deadline of Tender (by hand):

1:30p. m., March 29, 2021

(3) Deadline of Tender (by mail):

5:00p.m. , March 26, 2021

- (4) For further information, please contact:  
Facilities Construction Division,  
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市交通局管理規程第1号

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月12日

北九州市交通局長 池上修

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局就業規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「押印し」の次に「、若しくは出勤簿の押印欄に「出」と表示し」を加える。

別表第2の14の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。
- (3) 管理者が前2号に準ずると認める場合

第3号様式中

「

所 属 職	課	印
氏 名 印		

」を「

所 属 職	課
氏 名	

」に、

「

承認する	承認しない	印
所属長		

」を「

承認する	承認しない
所属長	

」に

改める。

第4号様式中

「

	課
	印

」を「

	課

」に改める。

(北九州市交通局事務専決規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局事務専決規程(昭和38年北九州市交通局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1のサービスの休暇の付与の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定(北九州市交通局就業規程第11条第1項、第3号様式及び第4号様式の改正規定に限る。)は、令和3年2月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市交通局就業規程別表第2の14の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市交通局就業規程別表第2の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。